

堺市街なみ環境整備事業修景施設整備補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

堺市長

印

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度
補助対象事業 の工事名称	修景工事
変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付額	円
交付予定時期	全額一括 年 月 ※ ただし、交付の時期は、事業実施期間の変更その他の事業により、変更することがある。

1 補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金はその目的以外に使用しないこと。
- (2) 修景工事に要する経費の配分若しくは修景工事の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は修景工事を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 修景工事が予定の期間内に完了しない場合又は修景工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の規定に従うこと。
- (5) 修景工事完了後、別に定める堺市街なみ環境整備事業修景施設整備補助金実績報告書とその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。